

インフルエンザ罹患による出席停止について

辰野町立辰野中学校

お子様がインフルエンザに罹患した場合、病気の悪化と他の生徒への感染拡大を防ぐため、**「発症した後 5 日間を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで」**の間、出席停止となります。この間は家庭で安静を保ち、症状がなくなるまでしっかり治してから登校させてください。

罹患した場合の発症日については、発熱・咳・鼻汁・等の感冒症状が出現した日となりますが、咳・鼻汁の発症日時は不明瞭なことが多いため、**発熱をもって発症**とさせていただきます。

また、治癒後に登校の際は「インフルエンザ治癒報告書」を**保護者の方が記入**して、学校に提出してください。学校保健安全法の規定により登校停止となったこの間は、欠席の扱いとはなりません。

	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
	発症	← 発症後 5 日間は登校できません →						
例 1	発症	解熱	1 日目	2 日目			登校可	
例 2	発症		解熱	1 日目	2 日目		登校可	
例 3	発症			解熱	1 日目	2 日目	登校可	
例 4	発症				解熱	1 日目	2 日目	登校可

※発症後何日目に解熱したかによって登校できる日が決まりますので、上表を参考にご覧ください。